

別表十二(十三)

「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十三)

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

⑥

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書									
認定計画等の種類	1		翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11	円			
交付金等の該当号	2	第 号	当期繰越額	5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	12				
交付金等の額	3	円	当期繰越額	同上以外の場合による益金算入額(26の計)+(27の計)	13				
当期積立額	4		当期繰越額	計(12)+(13)	14				
(4)の	(4)のうち損金経理による積立額	5	当期繰越額	当期積立額のうち損金算入額(10)	15				
内訳	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6	当期繰越額	期末農業経営基盤強化準備金の金額(11)-(14)+(15)	16				
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7	当期繰越額	貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金差引(17)-(16)	17				
	所得基準額(別表四「41の①」-「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」-「35の①」)	8	当期繰越額	貸借対照表の取崩不足額(14)-((4)-((17)-前期の(17)))	18				
	積立限度額((7)と(8)のうち少ない金額)	9	当期繰越額	積立限度超過額(4)-(9)	19				
	当期積立額のうち損金算入額((4)と(9)のうち少ない金額)	10	当期繰越額	当期に生じた差額の合計額(19)+(20)	20				
			当期繰越額	前期末における差額(前期の(18))	21				
			当期繰越額		22				
益金算入額の計算									
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金	当期繰越額	5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	(25)及び(26)以外の場合			
	23	24	25	26	27	28			
「10」欄									
農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合									
① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第61条の2第1項」									
② 「区分番号」欄: 「00354」									
③ 「適用額」欄: 「10」欄の金額									
当期分									
計									

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書									
取得資産の明細	農用地等の種類	29				計			
	取得年月日	30							
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円			
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32							
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33							
	(32)のうち剰余金の処分による金額	34							
圧縮限度額の計算	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益(25の計)	35							
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益(26の計)	36							
	(3)のうち準備金と積み立てられなかった交付金等計(35)+(36)+(37)	37							
	所得基準額(別表四「41の①」-(10)-別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」-(10)-別表四の二付表「35の①」)	39							
	取得価額基準額(31)-1円	40	① 円	② 円	③ 円	①+②+③			
	圧縮限度額((38)、(39)と(40)のうち少ない金額)	41							
	個別資産の圧縮限度額	42	円	円	円	円			
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額((32)と(42)のうち少ない金額)	43	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥ 円			